

平成 14 年 度

第 2 回 定 期 監 査  
財 政 援 助 団 体 等 監 査

指 導 事 項

横 浜 市 監 査 委 員

# 目 次

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 1 定期監査（事務関係） ..... | 1 ページ |
| 2 定期監査（工事関係） ..... | 6 ページ |
| 3 財政援助団体等監査 .....  | 10ページ |

監査の対象及び範囲並びに監査の期間については、監査報告と同じです。

指導事項とは、内容的に軽微で、改善が比較的容易なもの又はすでに当該局・区において改善が講じられたものをいう。

## 1 定期監査（事務関係）

### (1) 生活保護費現金送金支給事務について改善を求めるもの（南区）

南区福祉保健センターでは、生活保護費の支給事務を行っており、支給方法として窓口払、口座振込及び現金送金があるが、このうち、現金送金は窓口払及び口座振込が困難な者について、本人からの委任に基づいて現金書留により居宅、病院等に送金している。

そこで、この現金送金に関する事務について平成14年4月及び8月の定例支給分を抽出によりみたところ、次のようなものが見受けられた。

ア 居宅へ送金する対象者のうち、半数以上が送金せずに本人へ直接支給していたもの

イ 現金送金の場合には、現金書留封筒への封入作業等を行う必要があるため、定例支給日の2日前に金融機関から現金を受領し、送金せずに本人へ支給するまでの数日から数週間に渡って現金を保管していたもの

これらは、生活指導を行いながら生活保護費を支給対象者本人へ直接支給する手段として、現金送金としていたものである。

しかしながら、区役所内に設置された会場等で支給する窓口払の中には、福祉保健課職員が代理受領し、生活指導を行いながら直接支給する方法もあるので、現金保管の安全性や事務効率化の観点から、現金送金を窓口払へ変更するよう、適正な事務処理に改められたい。

### 《措置済》

### (1) 委託契約について改善を求めるもの（泉区）

泉区では、子どもの遊び場、ちびっこプール及びシルバー健康広場について、子どもの遊び場等管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）へ管理運営委託を行うとともに、泉区区民利用施設協会（以下「協会」という。）とも管理運営委託契約を締結している。契約書上、泉区は運営委員会と協会に委託を行っているが、実際には、運営委員会は施設の管理運営を行い、協会は運営委員会へ支払う委託料の請求・受領・支出事務を行っている。

委託料は二重に支払われてはいないものの、委託契約は重複しているので、適正な事務処理に改められたい。

**【対象区が講じた改善内容】**

委託契約については、平成15年度から各管理運営委員会のみと締結し、適正な事務処理に改善した。

(2) 戸籍謄抄本等交付事務に係る郵送請求の保留について改善を求めるもの

( 神奈川区及び中区 )

戸籍謄抄本、住民票の写し等について、郵送で請求される場合に手数料の不足や請求理由の不備等により事務処理を保留する際に保留分記録簿へ記載することになっている。

そこで、保留分記録簿の記載状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

ア 神奈川区戸籍課登録係では、保留分記録簿が作成されていないため、保留件数、保留内容及び保留の処理状況が確認できないもの( 神奈川区 )

イ 神奈川区戸籍課戸籍係及び中区戸籍課登録係では、保留分記録簿が作成されていたものの、確認欄への押印が行われていないもの( 神奈川区及び中区 )

**【対象区が講じた改善内容】**

神奈川区では、平成15年2月に保留分記録簿を作成した。また、神奈川区及び中区では確認欄への押印を行い、適正な事務処理に改めた。

(3) 国民健康保険被保険者証等の適切な管理を求めるもの( 中区、緑区及び泉区 )

「横浜市国民健康保険条例施行規則」では、被保険者の資格得喪、国民健康被保険者証( 以下「被保険者証」という。 )及び国民健康退職被保険者証( 以下「退職被保険者証」という。 )等に関する事務については、区長に委任されており、被保険者証及び退職被保険者証には、横浜市印があらかじめ刷り込まれている。

そこで、各区で保管されている被保険者証及び退職被保険者証の管理事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

ア 受払簿が備えられていないため、使用枚数及び保管枚数の把握ができていなかったもの( 中区及び緑区 )

イ 被保険者証及び退職被保険者証の保管場所から窓口交付用のキャビネットへ払い出した枚数等を記載した管理簿を作成していたものの、窓口交付用の保管枚数及び使用枚数を記録していないことから、正確な保管枚数等の把握ができていな

かったもの（泉区）

【対象区が講じた改善内容】

中区、緑区及び泉区では、使用枚数及び保管枚数の把握が可能な受払簿を作成し、適正な事務処理に改めた。

(4) 歳入歳出外現金の取扱いについて適正な事務処理を求めるもの（中区）

区収入役室において、歳入歳出外現金受払簿（以下「受払簿」という。）、出納状況報告書等の関係書類をみたところ、次のようなものが見受けられた。

ア 平成13年度末の歳入歳出外現金有高は出納状況報告書の金額と一致していたが、出納状況報告書の金額と受払簿の合計欄の金額が相違していたもの

イ 平成13年度の受払簿について、合計欄の金額と内訳欄（所得税引当金、県民税引当金及び一時保管金）の合計金額が相違していたもの

ウ 平成13年度末の受払簿の合計欄及び内訳欄の残高（受入額から払出額を差し引いた額）と平成14年度の前年度繰越額が相違していたもの

エ 平成14年10月以降、受払簿が一部記帳されていなかったもの

これは、受払簿への記帳漏れや計算誤りによって生じたものであり、平成11年度以降、受払簿の合計欄の金額と内訳欄の合計金額の照合を行っていなかったために、誤りに気づかなかったものである。また、受払簿に一部記帳がなかったのは、その都度の記帳を怠っていたことによるものである。今後は、受払簿の記帳を正確に行うとともに、チェック体制の強化を図りたい。

【対象区が講じた改善内容】

中区では、受払簿について、歳入歳出外現金支出命令書等と改めて照合を行い、記帳漏れや計算誤りがあった箇所について訂正した。

また、平成14年10月以降の受払簿が一部記帳されていなかったものについても記帳するとともに、会計係長及び区収入役の確認を必ず行うなど、チェック体制についても改善を図った。

(5) 公金外現金の事務処理について改善を求めるもの（中区、緑区及び戸塚区）

「公金外現金事務処理要領」では、本市以外の各種団体の所有に属する現金について、本市職員が取り扱う場合には、出納関係帳簿類を備えるとともに、金銭の受払いに当たっては伝票類を作成しなければならないこと及び所管局区長は、毎年1回以上所属職員の公金外現金の取扱いについて検査しなければならないことなどが

規定されている。

そこで、各区で取り扱っている公金外現金の事務処理についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

ア 本市職員が、現金の出納保管を行っている団体について、領収書等は保管されているものの、支出伝票等を作成しておらず、出納保管責任者の決裁を得ないまま、キャッシュカードで預金口座から払出しを行うなど、公金外現金としての事務処理が行われておらず、また、所管局区長が行うこととなっている検査の対象として把握していなかったもの（中区）

イ 本市職員が団体の支払金を立て替えていたもの（緑区及び戸塚区）

【対象区が講じた改善内容】

中区では、支出伝票等の作成及びキャッシュカードの廃止を行い、出納保管責任者の決裁を得たうえで出納を行うこととし、公金外現金の取扱いについて検査を実施した。また、緑区及び戸塚区では、職員が立替えをすることなく適正な事務処理に改めた。さらに、各区とも、「公金外現金事務処理要領」に則った適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。

(6) 区民生委員児童委員協議会の援護費の事務処理について改善を求めるもの

（中区、南区及び戸塚区）

区福祉保健センター福祉保健課では、「公金外現金事務処理要領」に基づき、区民生委員児童委員協議会（以下「区民児協」という。）における援護費の事務処理をしている。

区民児協の援護費には、衣食住等が困窮の状態にある行旅人等に対する給付金及び「生活保護法」に定める要保護者等に対する生活資金貸付金とがある。

そこで、これらの援護費の事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

ア 行旅人等に対する給付金は各区社会福祉協議会から資金の助成を受けており、生活資金貸付金は横浜市民生委員児童委員協議会から資金を借りているにもかかわらず、現金及び現金出納簿を一緒に管理し、それぞれの金額を把握していなかったもの（戸塚区）

イ 行旅人等に対する給付金について、執行状況に関する決算資料を作成していなかったもの（南区及び戸塚区）

ウ 生活資金貸付金について、執行状況に関する決算資料を作成していなかったもの

の（中区、南区及び戸塚区）

**【対象区が講じた改善内容】**

行旅人等に対する給付金及び生活資金貸付金について、戸塚区では、平成14年度の現金出納簿及び平成13年度決算資料を作成し、また中区及び南区では、平成13年度決算資料を作成し、適正な事務処理に改めた。

## 2 定期監査（工事関係）

### (1) 現場技術業務委託に関する仕様書の規定事項について統一化を図るよう求めるもの（交通局）

高速鉄道4号線における平成14年度の現場技術業務委託に関しては、建設工区を第1工区から第3工区までの三つの工区に区分し、第1工区及び第2工区を民間の建設コンサルタントに、第3工区を横浜交通開発株式会社にそれぞれ委託している。

そこで、横浜交通開発株式会社に委託している「高速鉄道4号線現場技術業務第3工区」をみたところ、業務に従事する監督員の特定が可能で、その経歴及び実績が事前に把握できたことから、建設コンサルタントへの委託工区と異なり、契約書の現場技術業務仕様書に委託監督員の人員配置、資格要件、配置構成等についての必要事項の記載がされていなかった。

同一内容の業務委託について、委託工区により仕様書の必要事項の記載が異なるのは適切ではないので統一化を図りたい。

### 《措置済》

### (1) 埋設シート布設について適切な設計及び施工管理を求めるもの（都市計画局）

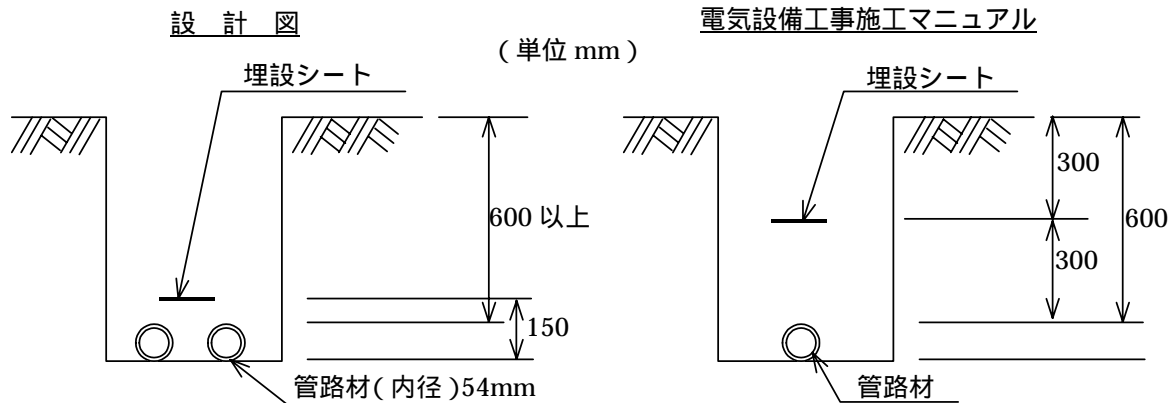
地中に電線管路等を布設する場合、他事業者が後日掘り返す時に掘削機械等による損傷を防止する目的で、管路等の存在を示す埋設シートを管路の上部に布設する必要がある。

埋設シートの布設に当たっては、基準とする「土木工事施工要領（横浜市道路局）」では、管路と埋設シートの距離は規定されていないため、「電気設備工事施工マニュアル（横浜市建築局）」（以下「マニュアル」という。）を準用した。

「マニュアル」では、管路と埋設シートの距離は30cm設けることが規定されている。

そこで、「桜木町駅前空間整備に伴う照明工事」をみたところ、駅前広場の地中電線管路上に埋設シートを布設する設計になっていたが、設計図では、管路と10cm以下の距離しかとれていなかった。





また、管底から30cmの距離で埋設シートを布設する黑板表記がある写真も見受けられたが、当該の埋設シート布設写真には、布設深さや電線管路との距離を示す標尺等を当てておらず、埋設シートと管路とが適切な距離で布設されているかどうかの確認ができなかった。

については、掘削機械等による埋設管路の損傷は重大な事故につながる場合もあり、それを防止する目的で布設する埋設シートの役割は重要なので、「マニュアル」に準じ、管路との適切な距離を保つ設計をするとともに、請負人に対し、土木工事施工要領に基づいた写真撮影等、適切な施工管理を行うよう指導されたい。

**【対象局が講じた改善内容】**

都市計画局では、埋設シート布設に関する設計及び施工管理の基準を、平成15年3月に設計担当者会議及び通知文により周知徹底を図った。

**(2) 建設工事に伴う廃棄物の再資源化と工事コストの縮減を求めるもの**

(都市計画局)

「本市工事に伴い排出する建設発生土等の処分要領」(以下「処分要領」という。)では、再生利用可能ながれき類は(財)横浜市廃棄物資源公社金沢舗装材再利用プラント等の再資源化施設に、再生利用できないがれき類は南本牧廃棄物最終処分場に、指定処分するものとしている。

そこで、「桜木町駅前空間整備工事」をみたところ、駅前広場の整備に際し既設の自然石舗装平板のうち、約73トンを利用、それ以外の約402トンについては、「処分要領」の再資源化施設の受入廃材欄に、自然石等の明示がなかったことから、再生利用できないがれき類として設計し、埋立処分していた。

当該工事において、施工段階で請負業者が再資源化施設に自然石平板受入れ可否について照会をし、受入れの確認が取れなかった経緯はあるが、過年度における他

局の工事において、再資源化施設と事前に協議を行い再利用した実例があることから、事前に協議を行うことで再資源化施設への受入れの可能性があり、同様に処分されたグレーチング蓋等の撤去鉄材約3トンについても、スクラップとして処理することにより、処分費の節減が可能であったと思われる。

したがって、今後、工事の施工に当たっては、循環型社会の形成と工事コスト縮減のため、設計時において様々な方策を検討するなど、廃棄物の発生抑制、再利用又は再資源化に一層取り組まれない。

**【対象局が講じた改善内容】**

都市計画局では、「都市計画局土木工事特記仕様書」を改定（平成15年度工事から適用）し、再生利用可能ながれき類の処理先を加えるとともに、廃棄物の取扱いについて平成15年3月に設計担当者会議及び通知文により周知徹底を図った。

**(3) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく現場施工体制の点検について周知徹底を図るよう求めるもの（交通局）**

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成13年4月施行）」（以下「適正化法」という。）により、平成13年4月1日以降の契約で、下請契約の総額が3,000万円以上（建築一式工事にあつては、4,500万円以上）の工事については、発注者として、これを請け負った特定建設業者から提出された施工体制台帳の記載内容と、工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を行わなければならない旨規定されている。

このため、一定の試行期間後、平成13年11月1日以降の契約工事を対象に、企画局作成の「工事現場等における施工体制の点検要領」及び「施工体制の把握に関する点検作業マニュアル」に沿った点検作業が行われている。

そこで、交通局発注工事における現場施工体制の点検状況についてみたところ、市営地下鉄既存駅の改良工事等の一部において、「工事現場における施工体制の把握表」の記入内容に不備が見られるものや、元請負業者から提出された施工体制台帳に添付される書類に不足のあるものなどが見受けられた。

適正化法に基づく現場施工体制の点検は、公共工事の適正な施工を確保するとともに、専任監理技術者等の把握及び一括下請負等不正行為の排除を徹底するために重要であるので、改めて監督担当部署等への周知徹底を図られたい。

**【対象局が講じた改善内容】**

交通局では、適正化法に基づく現場施工体制について点検したところ、専任監理

技術者等及び一括下請負等不正行為の問題はなかったことを確認するとともに、把握表の記入内容の不備、施工体制台帳の添付書類の不足等を改善し、併せて該当課に平成15年2月に文書で周知徹底を図った。

### 3 財政援助団体等監査

#### (1) 出資団体（公の施設の管理受託事務を含む。）

##### ア 財団法人横浜市芸術文化振興財団（市民局）

###### (ア) 団体の事務に関する事項

###### a 入場券の受託販売について改善を求めるもの

各区民文化センター及び市民プラザ（以下「センター等」という。）において、市民がホール等を利用して催物を行う際の有料の入場券を販売するサービスの提供について、センター等によって取扱いが異なっていた。また、販売のサービスを提供している場合でも、販売金額の一部を販売手数料として徴収することについて、その有無や手数料率が異なっていた。

については、多くの市民が利用する文化施設であるため、入場券の販売に係る財団としての基準が必要であると認められた。

###### b 経理手続を適正化すべきもの

横浜美術館における経理手続をみたところ、通信運搬費として支出したもののの中に、横浜美術館の企画展の広報宣伝を目的とした支出が含まれていたが、広報宣伝に要した費用は通信運搬費に該当しないので、適切な科目で処理する必要があると認められた。

##### イ 財団法人横浜産業振興公社（経済局）

###### (ア) 団体の事務に関する事項

###### a 契約締結事務について改善を求めるもの

財団法人横浜産業振興公社（以下「公社」という。）では、契約締結に当たり、公社内に設置された「契約事務処理委員会」（以下「委員会」という。）において契約業者を選定している。ただし、2か年以上にわたって継続する業務のうち、1つの業者に継続して契約することについて、あらかじめ委員会で承認を受けた案件については、委員会へ付議することなく業者選定できる旨を「財団法人横浜産業振興公社契約事務処理委員会要綱」（以下「要綱」という。）で規定するとともに、公社の内規により3年間は同一業者と契約できることとしている。

そこで、公社における契約事務についてみたところ、公社が管理運営する施設の管理業務等について、同一業者と3年間継続して契約しているものが

見受けられたが、これらの業務の一部については、契約の相手方を特定するだけの合理的理由がないことから、競争性を排除してまで継続契約する必要性が認められなかった。

しかも、当初年度の契約金額と同一金額で2年度目以降も契約締結していたが、契約金額の決定に当たっては、毎年度、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況等を考慮して定めなければならないものであることから、同一金額とする必然性も認められなかった。

については、毎年度、予定価格を算定して適正な金額で契約するなど契約締結事務の改善を図る必要があると認められた。

b 金沢テクノコアの賃貸借契約について改善を求めるもの

財団法人横浜産業振興公社では、「金沢テクノコア」において、インキュベート（創業支援）施設の賃貸借を行っているが、入居企業からの賃貸料の徴収状況をみたところ、賃貸料を3か月以上滞納していたものが見受けられた。

賃貸借契約書によれば、金銭債務の履行を3か月以上怠ったときは、契約の解除が可能であることから、賃貸料の遅延が生じた場合には、滞納期間が長期に及ぶ前に早期の未納解消に向けて相手方へ催告を行うなど、積極的に債権回収を図る必要があると認められた。併せて、現在の契約書には、滞納した場合の延滞金の定めがないことから、延滞金条項の追加等、契約内容を見直す必要があると認められた。

c 委託業務の履行確認等について改善を求めるもの

財団法人横浜産業振興公社（以下「公社」という。）は、横浜市金沢産業振興センターの施設貸出業務の管理運営について横浜金沢産業連絡協議会に委託しているが、同契約書によると、受託者は委託に係る出納簿、施設の利用件数等に関する集計表等の帳簿を作成・整備し、委託者は必要に応じてこれら帳簿等の閲覧又は提出を求めることができるとされている。

しかし、受託者から提出された業務履行を確認する書類をみたところ、会計伝票、預金等は受託者固有事業の経理と明確に区分されておらず、施設使用許可申請書には使用内容の記録が一部行われていないなど、使用料徴収額と施設貸出実績とが容易に把握できない状況が見受けられたので、適切な履行確認を行うよう改善する必要があると認められた。

また、契約書では受託者は施設利用者から受領した使用料を月ごとに集計

し、翌月10日までに委託者に納付するものとされているが、平成13年度から監査日現在までの納入状況をみたと、半分程度が遅延（最長は該当月の29日納入が2回）していたので、契約どおりの納付を求める必要があると認められた。

(イ) 局の事務に関する事項

a 融資資金の支出時期について改善を求めるもの

横浜市産業開発資金融資事業は、中小・中堅企業の高度化、商店街機能の更新、工業団地等の整備や新成長産業の創出を目的とした事業に対し、事業認定等の審査を経て、事業主体に金融機関を通じて融資を行うものである。

金融機関が行う融資に当たっては、経済局から預託原資の単年度貸付（年度末に返還）を受けた財団法人横浜産業振興公社（以下「公社」という。）が金融機関に対し単年度預託（年度末に回収）を行っている。

そこで、経済局から貸付を受けた公社の預託資金のうち、預託を行っていない金額をみたと、最小8億8,900万円、最大17億9,400万円の資金残となっていたので、局においては、融資事業の進捗を考慮し、支障のない範囲で資金需要に応じた貸付となるよう適切な事務処理に改められたい。

ウ 横浜市信用保証協会（経済局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 求償権の回収事務の強化に向けた一層の取組を求めるもの

横浜市信用保証協会の求償権の回収事務の状況をみたと、次のようなものが見受けられたので、適切な事務処理に改める必要があると認められた。

(a) 不動産の仮差押件数に比べて、債権差押件数が相当少なく、とりわけ、平成15年1月現在、保証金、売掛金、長期損害保険満期返戻金、生命保険金等の差押えはない状況であったので、代位弁済件数が増加する中で、求償権の回収に係る法的措置の手法をさらに多様化させるための取組を検討すべきもの

(b) 求償権に係る「管理事務処理要領」によると「債務承認並びに弁済誓約書」は極力公正証書として作成することとしているが、実際には当事者間の契約書として作成されており、競売等を執行するに当たっては、訴訟により債務名義を取得せざるを得なくなっているため、主債務者等の協力が

必要などの条件はあるものの、債権回収事務の効率化や経費節減の効果もあるもので、公正証書として作成すべきもの

b より安全な資金運用に改めるべきもの

横浜市信用保証協会の資金運用を見たところ、平成14年度より決済性預金以外は、預金保険制度の保護対象額を元本1,000万円及びその利息を限度として保護するペイオフが実施されたが、自己資金のうち125億7,069万円及び金融機関の融資を促進するため中小企業総合事業団から同協会が借り入れて預託する資金83億8,600万円を、定期預金で運用し、また、自己資金の40億8,354万円を金融債で運用しているため、より安全な運用方法に改める必要があると認められた。

エ 横浜川崎曳船株式会社（港湾局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 貸借対照表に引当金の計上基準を注記すべきもの

横浜川崎曳船株式会社の決算書類についてみたところ、貸借対照表に賞与引当金及び退職給与引当金が計上されていたが、引当金の計上基準が記載されていない。引当金の計上基準は重要な会計方針として開示が必要とされているため、決算書類に注記する必要があると認められた。

オ 横浜交通開発株式会社（交通局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 有料駐車場賃料の債権管理について改善を求めるもの

横浜交通開発株式会社では、賃料収入の一部を交通局に納付することを条件に、交通局から管理を受託した土地で有料駐車場を運営している。

そこで、平成14年度の有料駐車場賃料の収納状況についてみたところ、平成15年1月時点で約60万円が未納となっており、督促など回収に当たった交渉の記録が明確でないなど、債権としての管理が不十分であったため、適正な債権管理に改める必要があると認められた。

(イ) 局の事務に関する事項

a 土地管理委託の契約について改善を求めるもの

交通局では、局所管の土地の一部について、横浜市交通開発株式会社（以下「交通開発」という。）に管理を委託し、賃料収入の一部を交通局に納付することを条件に、交通局から管理を受託した土地で有料駐車場を経営することを認めている。

そこで、土地管理委託の内容についてみたところ、管理の具体的な内容があらかじめ定められていないため、契約書による履行の確認が行えない状況となっていた。

については、管理の内容などについて契約で具体的に定めるなど適正な契約に改められたい。

b 領収書の扱いについて改善を求めるもの

交通局では、定期券発売所での定期券、乗車券等の発売等を横浜交通開発株式会社（以下「交通開発」という。）に委託しており、代金の領収に際して購入者の求めに応じて、交通開発が領収書を発行している。

そこで、当該領収書をみたところ、交通局が管理している領収書用紙に、交通局の収入金の収納、保管等を所管する職員が任命される交通局金銭分任企業出納員の印を押印した交通局が使用管理すべき領収書を交通開発に使用させていたので、適正な事務処理に改められたい。

c 物品の管理について改善を求めるもの

交通局では、定期券発売所で定期券、乗車券等の発売等を行うことを横浜交通開発株式会社（以下「交通開発」という。）に委託し、契約で受託業務に必要な機器等を交通局が受託者に無償貸与又は支給すると定めている。

また、物品の貸出しに当たっては、貸出簿及び契約書等の貸出しを証する書類を作成することが「横浜市交通局物品管理要綱」で定められている。

そこで、委託に係る物品の管理状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な物品管理を行うよう改められたい。

(a) 貸出しを証する書類を作成することなく、机等を交通開発に貸与していたもの

(b) 局の物品受払整理簿に記載しておらず、さらに貸出しを証する書類を作成することなく、耐火金庫を交通開発に貸与していたもの



## カ 財団法人横浜市国際交流協会（教育委員会事務局）

### (ア) 局の事務に関する事項

#### a 横浜市国際学生会館の管理委託料の精算について改善を求めるもの

教育委員会事務局では、財団法人横浜市国際交流協会（以下「協会」という。）に対して、横浜市国際学生会館の管理運営業務及び宿泊室に係る使用料の徴収事務を委託している。

協会自体の収入についてみたところ、入居者から光熱水費、コインランドリー等の利用料等約 474万円を徴収しており、この利用料収入を教育委員会事務局から受託した契約金額に加えて、管理運営を行っていた。また、委託料の精算について、管理運営の費用全額でなく、契約金額で報告をしていた。

当該利用料収入については、本市収入とするよう改めるとともに、委託している管理運営の業務内容と整合した委託料の積算に改めるなど、契約内容の見直しを行うことにより、適正な事務処理となるよう改められたい。

## (2) 財政援助団体

### ア 社会福祉法人ひまわり福祉会及び社会福祉法人若竹大寿会（福祉局）

#### (ア) 団体の事務に関する事項

#### a 補助金の未収金処理の適正化を求めるもの

福祉局では、社会福祉法人が横浜市内に設置する民間老人ホーム等の整備に要する費用に対し補助金を交付している。そこで、社会福祉法人ひまわり福祉会の特別養護老人ホーム「富岡はまかぜ」及び社会福祉法人若竹大寿会の特別養護老人ホーム「わかたけ富岡」に交付した平成13年度民間老人ホーム建設費補助金について平成13年度末の貸借対照表、収支計算書の記載内容をみたところ、当該年度の未収金として経理すべき同補助金が、計上されず翌年度に補助金収入として経理されていたので、適正な経理処理に改める必要があると認められた。

## イ 社会福祉法人慶優会（福祉局）

### (ア) 団体の事務に関する事項

#### a 水道利用加入金を建築工事費の経費対象外とするよう求めるもの

「横浜市水道条例」によれば給水装置の新設工事及び改造工事の申込者は、新旧利用者の負担の公平を図るため、メーターの口径に応じ水道利用加入金（以下「加入金」という。）を納入しなければならないとされている。この加入金の取扱いについては、一般的には建築工事の直接工事費には含めず、また一般管理費等の経費算定の対象としないこととされている。

しかしながら、社会福祉法人慶優会の「（仮称）今宿ホーム新築工事」において、建築工事（補助対象）の直接工事費に当該加入金が含まれており、一般管理費等の経費算定対象として積算していた。

加入金を工事費（補助対象）に含めて積算するに当たっては、建築工事の直接工事費に含めず、一般管理費等の経費対象としないよう改善する必要があると認められた。

## ウ 社会福祉法人秀峰会（福祉局）

### (ア) 団体の事務に関する事項

#### a 助成金の未収金処理の適正化を求めるもの

福祉局では、横浜市内の民間社会福祉施設で、災害時に地域の要援護者及びその家族を受け入れることができる施設を申請により指定し、応急備蓄物資を整備する費用を助成している。そこで、社会福祉法人秀峰会の老人短期入所施設「花の生活館」に交付した民間社会福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成金について、平成13年度末の貸借対照表及び資金収支計算書の記載内容をみたところ、当該年度の未収金として経理すべき同助成金が、計上されず翌年度に補助金収入として経理されていたので、適正な経理処理に改める必要があると認められた。

## 《措置済》

### (1) 出資団体

#### ア 財団法人横浜市国際交流協会（総務局）

### (ア) 団体の事務に関する事項

a 金券等の管理について改善を求めるもの

財団法人横浜市国際交流協会では、事務用として図書券や切手などの金券等を保有しているが、受払簿への受払の記入が不十分であったため、受払簿の残数と実際の金券類の残数が一致していなかったため、適正な事務処理に改める必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

総務局は、同協会に対して、金券等の管理を適正に行うよう指導したところ、同協会では、平成15年2月に受払簿の様式を改め、受払簿への記入漏れを訂正するとともに、職員に対して適正管理に努めるよう周知徹底するなどの改善を図った。

イ 財団法人横浜市芸術文化振興財団（市民局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 店舗商品の有り高帳を作成すべきもの

横浜能楽堂では、館内で能楽及び狂言に関する書籍、絵はがき等を販売している。

そこで、商品の管理についてみたところ、在庫の管理を行うための商品有り高帳が平成13年10月のパソコンの故障によるファイル消失以降作成されていなかったため、適正な商品管理のためにも早急に作成する必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

市民局は、同財団に対して、商品有り高帳の作成を指導し、同財団では、直ちに作成し改善を図った。

ウ 財団法人横浜市臨海環境保全事業団（緑政局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a ウィンドサーフィン艇庫の清掃業務委託の報告書について改善を求めるもの

財団法人横浜市臨海環境保全事業団は、海の公園において、ウィンドサーフィン艇庫の貸付事業を行っており、この艇庫の管理業務と艇庫内シャワー室及びボード洗い場の清掃業務について、別々に同一業者に委託している。

そこで、それぞれの業務の履行状況についてみたところ、管理業務の委託

については、受託者から「管理業務日報」を提出させているものの、清掃業務の委託については、シャワー室の報告は上記日報に併記しており、ボード洗い場の報告は、年2回の履行の都度、現場で確認しているものの、作業報告書が提出されていなかった。

受託者からの業務履行の報告については、契約ごとに作業報告書を提出させるよう改める必要があると認められた。

**【対象局が講じた改善内容】**

緑政局は、同事業団に対して、適正な事務処理をするよう指導し、同事業団では、平成15年3月に受託者に契約ごとに作業報告書を提出させるよう改善を図った。

**エ 横浜川崎曳船株式会社（港湾局）**

**(ア) 団体の事務に関する事項**

**a 手形の管理について改善を行うべきもの**

横浜川崎曳船株式会社が曳船を所有する企業から受託している曳船料の徴収については、約束手形で徴収することがあり、受領した約束手形は一定期間金庫に保管の上、取引銀行に取立てを依頼している。

当該約束手形の管理についてみたところ、手形の管理帳簿について、手形の受領日と支払期日の記載はあるものの、銀行に取立てを依頼したか否かの記載がないため、現在金庫に入っている手形との照合が困難な記載方法となっていた。

については、管理帳簿の記載方法について、現在保管してある手形との照合が容易な方法に改める必要があると認められた。

**【対象局が講じた改善内容】**

港湾局は、同社に対して、帳簿の様式を改めるよう指導し、同社では、手形の管理帳簿に取立依頼日を記入する欄を設け、平成15年3月取立依頼分から記入し、改善を図った。

## (2) 財政援助団体

### ア 社会福祉法人愛光会及び社会福祉法人和みの会（福祉局）

#### (ア) 団体の事務に関する事項

##### a 固定資産管理台帳の記載内容について改善を求めるもの

社会福祉法人愛光会の特別養護老人ホーム「みなみの苑」及び社会福祉法人和みの会の特別養護老人ホーム「和みの園」は、その経理規程により固定資産管理台帳を備えなければならないとされているが、耐用年数、償却率、償却月数等固定資産管理台帳としての要件が満たされていなかったため、改善の必要があると認められた。

##### 【対象局が講じた改善内容】

福祉局は、当該法人に対して、固定資産管理台帳の改善を指導し、当該法人では、平成15年3月に耐用年数等の要件を備えた、固定資産管理台帳の整備を行い、改善を図った。